

国際大学学位規程

制定	昭和57年4月1日
改正	昭和60年11月20日
改正	昭和63年4月1日
改正	昭和63年6月1日
改正	平成4年3月1日
改正	平成4年9月1日
改正	平成7年9月1日
改正	平成10年9月1日
改正	平成12年11月1日
改正	平成17年9月1日
改正	平成21年9月1日
改正	平成22年9月1日
改正	平成25年9月1日
改正	2015年4月1日
改正	2015年10月7日
改正	2020年10月21日
改正	2021年9月1日

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）に基づき、国際大学（以下「本学」という。）が授与する学位について、国際大学学則に定めるものの他、必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第2条 本学が授与する学位は、修士および博士とする。

2 修士の専攻分野の名称は、次のとおりとする。

修士（国際関係学）

修士（国際開発学）

修士（公共経営学）

修士（経済学）

修士（政治学）

修士（公共政策学）

修士（国際公共政策）

修士（経営学）
修士（デジタル経営学）
修士（社会起業経営学）

3 博士の専攻分野の名称は、次のとおりとする。

博士（国際関係学）
博士（公共経営学）
博士（経済学）

4 学位を授与された者は、当該学位の名称を用いるときは、「国際大学」を付記するものとする。

（修士学位授与の要件）

第3条 修士の学位は、本学大学院修士課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ学位論文を提出し、その審査及び最終試験に合格した者に授与する。ただし、優れた業績を上げた者については、在学期間に関し、1年以上の在学にて、修業年限を満たしたものと認める場合がある。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程において当該研究科の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果（以下「研究レポート」という。）をもって学位論文の審査に代えることができる（以下、この規程において区別の必要がない限り「学位論文」という場合には「研究レポート」を含む）。

3 前第1項の規定にかかわらず、1年制コースにおいて修士の学位を得ようとする者は、1年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ学位論文を提出し、その審査及び最終試験に合格するものとする。

（博士学位授与の要件）

第3条の2 博士の学位は、本学大学院博士課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ学位論文を提出し、その審査及び最終試験に合格したものに授与する。

（学位論文の提出）

第4条 学位論文は、所定の手続き及び形式に従い、定められた期日までに研究科長に提出しなければならない。

2 学位論文は、英語を用いるものとする。ただし、外国人留学生の学位論文は、研究科教授会が特別に認めるときは、日本語を用いることができる。

（修士学位論文の審査と審査委員会）

第5条 学位論文の審査は、研究科長が指名する審査委員をもって構成する審査委員会が行う。

2 審査委員会は、研究科教員2名（指導教員および審査員）をもって構成する。

3 研究科教授会（以下「教授会」という。）が必要と認めるときは、第3条第2項の研究レポートの審査は、指導教員を以て審査委員会とすることができる。

4 教授会が必要と認めるときは、研究科教員以外の者を審査委員とすることができる。

（博士学位論文の審査と審査委員会）

第5条の2 博士後期課程における審査委員会は、研究科教員3名（指導教員、副指導教員2名）及び外部審査員1名をもって構成する。

（学位論文の評価基準）

第6条 学位論文は、大学が定めた評価基準に基づき審査する。

（最終試験）

第7条 最終試験は、学位論文を中心として第5条ならびに第5条の2に定める審査委員会が口頭により行うものとする。

2 第5条第3項の審査委員会による最終試験は、口頭であることを要しないものとする。

（学位論文の審査および最終試験の時期）

第8条 学位論文の審査及び最終試験は、所定修業年限の最終学期に行うものとする。

2 所定修業年限以降の学位論文の審査及び最終試験は原則として学位論文が提出された学期中に行うものとする。

3 学位論文の審査及び最終試験の形式と日時は、研究科長が学内に公示する。

（最終試験の省略）

第9条 審査委員会は、学位論文の審査の結果、不合格と判定したときは、最終試験を行わないものとする。

（審査結果の報告）

第10条 学位論文の審査、及び最終試験が終了したときは、審査委員会は、遅滞なく審査の要旨及び最終試験の結果を研究科長に所定の文書で報告しなければならない。

（教授会の議決）

第11条 研究科長は、前条の報告を受け教授会を招集し、教授会は、学位授与の可否を審議し、議決するものとする。

2 前項の議決には、出席した教授会構成員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(学長への意見具申)

第12条 教授会において、学位を授与できるものと議決したときは、学長に対し、文書により意見を述べなければならない。

(学位の授与)

第13条 学長は、前条の意見を聴いたうえで学位授与の可否を判断し、最終決定を行う。

(学位授与の報告)

第14条 博士の学位を授与した時は、これを授与した日から3カ月以内に、学長は所定の書式をもって文部科学大臣に報告するものとする。

(博士学位論文の公表)

第15条 本規程により博士の学位を授与したときは、本学は当該論文の内容の要旨および審査結果の要旨を、学位授与の日から3カ月以内に、インターネットの利用により公表するものとする。

2 本規程により博士の学位を授与された者は、その学位論文の全文を学位が授与された日から1年以内にインターネットの利用により公表するものとする。ただし当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

3 前第2項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用により公表することができる。この場合、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

(学位授与の取消)

第16条 学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は教授会の意見を聴いたうえで、すでに授与した学位を取消し、学位記を返付させ、かつその旨を公表するものとする。

2 教授会において前項の意見具申を行う場合には、第11条第2項の規定を準用する。

(学位記の様式)

第17条 学位記の様式は、別表1に掲げるとおりとする。

(学位記記号)

第18条 学位記記号は、別表2に掲げるとおりとする。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和60年11月20日から施行する。

附 則

この改正は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和63年6月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成4年3月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成4年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成7年9月1日から施行する。
- 2 平成7年3月31日以前に入学し、平成7年8月31日に現に在学する学生については、なお従前の規程の定めるところによる。

附 則

この改正は、平成10年9月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成12年11月1日から施行し、平成13年9月1日から適用する。

附 則

- 1 本規程改正は、平成17年9月1日から施行する。
- 2 平成17年8月31日以前に入学し、平成17年9月1日に現に在学する学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の第2条の定めるところによる。

附 則

- 1 本規程改正は、平成21年9月1日から施行する。
- 2 平成21年9月1日に現に在学する学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の第2条の定めるところによる。

附 則

- 1 本規程改正は、平成22年9月1日から施行する。
- 2 平成22年9月1日に現に在学する学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の第2条の定めるところによる。

附 則

- 1 本規程改正は、平成25年9月1日から施行する。
- 2 平成25年9月1日に現に在学する学生については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の規程の定めるところによる。

附 則

本規程改正は、2015年4月1日から施行する。（学校教育法等の改正に伴う改正）

附 則

本規程改正は、2015年10月7日から施行し、2015年9月1日より適用する。
（博士の学位の授与に係る事項を定めたことに伴う改正）

附 則

本規程の改正は2020年10月21日から施行する。
（修士の専攻分野（公共政策およびE ビジネス経営学）の削除、学位論文の評価基準に関する条文（第6条）及び学位記記号に関する条文等（第18条・別表2）の追加、並びに条文の整理に伴う改正）

附 則

本規程の改正は2021年9月1日から施行する。
（修士の専攻分野の名称の加除に伴う改正）

